

## 岩倉市デイサービス事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、デイサービスセンターにおいて、在宅の虚弱老人に対し、各種のサービスを提供することによって、自立した生活の援助、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 デイサービス事業（以下「事業」という。）の実施主体は、岩倉市とする。ただし、当該事業については社会福祉法人一期一会福祉会及び医療法人羊蹄会に委託するものとする。

### (利用対象者)

第3条 この事業を利用することができる者は、市内に居住する65歳以上の者であって次に掲げる者とする。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第7条第3項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）及び同条第4項に規定する要支援者（以下「要支援者」という。）に該当しない者であり、かつ、虐待等やむを得ない事由があるもの
- (2) 市長が特に必要と認める者

### (事業内容)

第4条 この事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本事業 生活指導・日常動作訓練・養護・家族介護教室・健康チェック・送迎
- (2) 通所事業 入浴サービス・給食サービス

### (利用日及び利用時間)

第5条 この事業の利用日は、次に掲げる日を除いた日とし、利用時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができるものとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日から1月3日まで及び12月29日から12月31日

までの日

(利用の申請)

第6条 この事業を利用しようとする者は、岩倉市デイサービス事業利用申請書(様式第1)に、承諾書(様式第2)及び医師の意見書(様式第3)を添えて市長に提出しなければならない。

(審査及び決定通知)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、利用することが適当と認めるときは、岩倉市デイサービス事業利用決定(却下)通知書(様式第4)により申請者に、岩倉市デイサービス事業利用依頼書(様式第5)により、デイサービスセンターの長にそれぞれ通知するものとする。

(利用の辞退)

第8条 利用者は、この事業の利用を辞退しようとするときは、岩倉市デイサービス事業利用辞退届(様式第6)により、市長に届出をしなければならない。

2 市長は、前項の規定により利用の取消しをしたときは、岩倉市デイサービス事業利用取消通知書(様式第7)により、速やかに利用者及びデイサービスセンターの長に通知するものとする。

(利用の取消し)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を取消すものとする。

(1) 利用者が死亡又は市外に転出したとき。

(2) 利用者が要介護者又は要支援者として認定を受けたとき。

(3) デイサービスセンターにおける管理事項が守れなかったとき。

2 市長は、利用の取消しを決定したときは、岩倉市デイサービス事業利用取消通知書により、速やかに利用者及びデイサービスセンターの長に通知するものとする。

(報告)

第10条 デイサービスセンターの長は、本事業の月単位の利用状況を岩倉市デイサービス事業利用報告書(様式第8)により翌月の5日までに市長に報告しなければならない。

(利用料の負担)

第11条 利用者は、市長が別に定める基準により事業の実施に要し

た費用の一部を負担するものとする。

2 市長は、利用者の通所した日数に基づき月単位で費用負担額を決定し、翌月の10日までにデイサービス事業費用負担金納入通知書(様式第9)により通知する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1 (第6条関係)

岩倉市デイサービス事業利用申請書

年 月 日

岩倉市長 殿

(申請者)

住 所 岩倉市 町

氏 名

電 話 ー

下記のとおりデイサービス事業の利用を申請します。

記

利用者	住 所	岩倉市 町			
	氏 名		性別	男・女	
	生年月日	M・T・S 年 月 日	年齢	歳	
	介護保険 被保険者番号				
緊急連絡先	氏名	年齢	続柄	電 話 番 号	
				( ) ー	
				( ) ー	
				( ) ー	
備 考					

様式第2（第6条関係）

承 諾 書

私は岩倉市デイサービス事業の利用に際して、これらに伴う事故が発生した場合でも一切の異議を申しません。

なお、入浴の場合は、下記の条件について承諾します。

記

- 1 入浴することができない状況にある場合は、あらかじめ申し出ること。
- 2 施設長が入浴することが適当でないと認めたときは、その指示に従うこと。

年 月 日

岩倉市長 殿

(利用者)

住 所 岩倉市 町

氏 名

(介護者)

住 所 岩倉市 町

氏 名

様式第3(第6条関係)

医 師 の 意 見 書

入浴利用の 希 望 者	住 所	岩倉市 町
	氏 名	
	生年月日	M・T・S 年 月 日 ( 歳)
現在治療してい る傷 病 名		
医 師 の 意 見		

※ 入浴利用の希望者欄は、本人(家族)が記入してください。

※ この 医師の意見書 は有料です。

上記により入浴を

可・否

とします。

年 月 日

医療機関名

医師氏名

様式第4（第7条関係）

岩倉市デイサービス事業利用決定（却下）通知書

第 号  
年 月 日

様

岩倉市長 印

年 月 日付けで申請のありましたデイサービス事業の利用について、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

利用者	住 所			
	氏 名		性別	
	生年月日		年齢	
	介護保険 被保険者番号			
	利用開始日			
	利用者負担			
	利用却下の理由			

様式第5（第7条関係）

岩倉市デイサービス事業利用依頼書

第 号  
年 月 日

様

岩倉市長 印

下記のとおりデイサービス事業の利用を決定したので受入れを依頼します。

記

利用者	住 所			
	氏 名		性別	
	生年月日		年齢	
	介護保険 被保険者番号			
	利用開始日			
	利用者負担			
	利用却下の理由			



様式第6（第8条関係）

岩倉市デイサービス事業利用辞退届

年 月 日

岩倉市長 殿

(届出者)

住 所 岩倉市 町

氏 名

電 話 —

下記のとおりデイサービス事業の利用を辞退します。

記

利用者	住 所	岩倉市 町		
	氏 名		性別	男・女
	生年月日	M・T・S 年 月 日	年齢	歳
	介護保険 被保険者番号			
辞退の理由	<p>1 市外に転出 (転出日： 年 月 日)</p> <p>2 利用者が亡くなった (死亡日： 年 月 日)</p> <p>3 要介護状態に認定された ( 年 月 日)</p> <p>4 要支援状態に認定された ( 年 月 日)</p> <p>5 その他</p>			

様式第7（第8条、第9条関係）

岩倉市デイサービス事業利用取消通知書

第 号  
年 月 日

様

岩倉市長

印

下記のとおりデイサービス事業の利用を取消したので通知します。

記

利用者	住 所	岩倉市 町		
	氏 名		性別	男・女
	生年月日	M・T・S 年 月 日	年齢	歳
	介護保険 被保険者番号			
取消理由	1 市外に転出	(転出日：)	年 月 日)	
	2 利用者が亡くなった	(死亡日：)	年 月 日)	
	3 要介護状態に認定された	(	年 月 日)	
	4 要支援状態に認定された	(	年 月 日)	
	5 その他			

様式第8（第10条関係）

岩倉市デイサービス事業利用報告書

年 月 日

岩倉市長 殿

施設長

年 月中に下記のとおりデイサービス事業の利用がありましたので報告します。

記

氏名	利用日					利用日数
合計						

様式第9(第11条関係)

第 号  
年 月 日

デイサービス事業費用負担金納入通知書

様

岩倉市長

年 月の岩倉市デイサービス事業利用に係る費用負担金を下記  
のとおり決定しましたので別添の納入告知書により納付してください。

記

エラー!	
利用回数	回
利用者負担金 (算出基礎)	円 ( 利用回数 1回あたり負担金額 時間 × 円)
備考	